平成３０年（フ）第９６号
神奈川県横須賀市浦賀３丁目４番19号
債務者　山本　　蓮
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市馬堀町３丁目21番22号
債務者　細川　芳孝
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１０４号
神奈川県横須賀市武４丁目24番Ａ―404号
債務者　高橋　啓太
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１０８号
神奈川県横須賀市二葉１丁目23番Ａ―201号、前住所神奈川県横須賀市西浦賀５丁目31番12号
債務者　大泉菜穂子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第２８８号
愛知県春日井市町屋町3794番地３　メゾネットスクエア雫Ⅱ101号
債務者　藤田　健司
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２４号
名古屋市西区則武新町３丁目２番16号
債務者　ハートフィールドこと　天野まり子（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７１５号
名古屋市港区港楽２丁目１番５号　サンポート港楽３－Ｃ号、従前の住所名古屋市熱田区四番２丁目15番20号－１　ｓｔａｇｅ四番101号、愛知県豊明市三崎町中ノ坪22－２　コーポひかり402
債務者　井上　大祐
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５８２号
名古屋市中村区太閤通５丁目５番地　カガ屋ビル４Ｄ号
債務者　黒木　香奈
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６３４号
名古屋市北区成願寺２丁目１番８号　ポレールハウス成願寺203号
債務者　依田　秀人
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成３０年（フ）第１７号
栃木県小山市西城南２丁目４番地９　ユーミー西城南301号
破産者　石川　成子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第２４号
千葉県木更津市ほたる野４丁目24番地２　クロシェットⅡ　101
破産者　足達　貴行
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第９５号
岐阜県各務原市蘇原外山町２丁目25番地１
破産者　大平　由香
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４９号
徳島県徳島市国府町和田字五反田28番地の６
破産者　野々瀬裕子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９１号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　２街区19棟407号
破産者　川村　仁正
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０３号
埼玉県所沢市中新井１丁目17番地の１　マンションアムール201
破産者　野垣内清一
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１１６号
埼玉県所沢市青葉台1304番地の47
破産者　塩田　尋子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１１９号
埼玉県川越市的場547番地１　オギノコーポ２－103、住民票上の住所山梨県笛吹市石和町今井171番地５
破産者　田辺　純太
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２４号
埼玉県ふじみ野市川崎162番地４
破産者　海老原亜未
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２５号
埼玉県所沢市大字山口137番地の５、前住所神奈川県秦野市西田原1282番地の１　ハーベスト301号
破産者　藤田　千里
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２６号
埼玉県川越市四都野台２番地１　（コーポ旭野201号室）
破産者　山崎　まみ
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部